

鳥取県令和8年1月地震等災害企業復旧応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県令和8年1月地震等災害企業復旧応援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和8年1月に発生した島根県東部を震源とする地震等（以下「令和8年1月地震等」という。）による県経済への悪影響が生じないよう、被災した県内の中小事業者等が行う設備等の復旧、生産性向上、災害防護等の取組を支援することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「県内中小企業者等」とは、鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者及び本補助金の目的により商工労働部長が別に認める者をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に、別表1の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。また別表1の第4欄に掲げる額を上限とする。）とし、補助対象期間は別表1の第5欄に定める期間とする。
- 3 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、商工労働部企業支援課長（以下「企業支援課長」という。）が別に定める日までに行うものとする。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号とする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 交付決定を受けた本補助金の額の5割以上の減額を伴う変更
- (3) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の大幅な変更
- 2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号とする。

(実績報告の時期等)

第8条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）を、次に掲げる日のうち、いずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 補助事業の完了、中止又は廃止の日から10日を経過する日
- (2) 企業支援課長が別に定める日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同表第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号

及び様式第2号とする。

(補助金の支払)

第9条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者から補助事業に係る経費について補助金の概算払を請求されたときは、知事はその内容を審査し、適切と認められる場合に限り、原則として鳥取県の一会計年度につき1回に限り、交付決定額かつ一会計年度における当該予算の範囲内で、補助事業者が申請する額（千円未満は切り捨てる。）を支払うことができるものとする。
- 3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第4号を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第19条の規定による概算払の通知は、様式第5号によるものとする。
- 5 規則第20条第1項の申出は、様式第6号により行うものとする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

- 3 規則第25条第2項の知事の承認に係る申請は、様式第7号により行うものとする。

- 4 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(財産の処分に伴う収益納付)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から起算して30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(補助金の交付等に係る手続の停止等)

第12条 知事は、補助事業が必要な要件を満たしていないことを確認した場合又は補助事業の休廃止等が想定される場合には、第6条第1項の規定による本補助金の交付決定後及び規則第18号第1項の規定による本補助金の額の確定後であっても、本補助金の交付等に係る手続を停止できるものとする。

- 2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(消費税及び地方消費税の取扱)

第13条 本補助金の補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月16日から施行する。

別表1（第4条関係）

区分	内容
1 補助事業	令和8年1月地震等で被害のあった施設及び設備の復旧、復旧に併せた生産性向上又は災害防護対策に資する事業
2 補助対象者	令和8年1月地震等により施設又は設備の被害を受けた県内中小企業者等
3 補助率	3分の2
4 補助金上限額	2,000千円
5 補助対象期間	令和8年1月6日から令和8年12月31日まで

※本補助金の交付申請は、補助対象者につき1回を限度とする。

※生産性向上とは、被災した施設及び設備の機能の回復に加え、生産能力や環境が従前より向上することをいう。

※災害防護対策とは、被災した施設及び設備の機能の回復に加えて行う、災害から防護するための措置をいう。

別表2（第4条関係）

区分	内容
施設費	<p>ア 施設（建物、構築物等）の修繕・改修に係る費用</p> <p>イ 施設の修繕・改修に伴い、必要と認められる付随費用（清掃費、処分費、撤去・据付費、運搬費等）</p>
設備費	<p>ア 設備（機械装置、工具器具、備品等）の修繕・改修に係る費用</p> <p>イ 設備の修繕・改修に伴い、必要と認められる付隨費用（清掃費、処分費、撤去・据付費、運搬費等）</p> <p>ウ 被災設備と同等以上の機能を有する設備の導入（買い替え）に係る費用</p>

※施設とは、事務所、店舗、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場又は原材料置場等、事業の実施に必要不可欠と認められる施設をいう。

※設備とは、補助対象者の事業活動の実施に必要不可欠と認められる設備（ただし、汎用品（パソコン、スマートフォン、カメラ、車両等）、貸出しの用途に供するものは除く。）をいう。

様式第1号（第5条、第7条、第8条関係）

補助事業計画（変更計画・実績報告）書

1 申請者の概要

名称	
代表者職・氏名	
所在地	〒
電話番号・ファクシミリ	
担当者職・氏名	
メールアドレス（担当者）	
業種	
営んでいる事業の概要	
資本金・出資金（千円）	
従業員数（代表者を除く）	人
直近売上高	（年月期決算）

2 誓約事項

申請に当たっては、申請者が以下の事項について相違ないことを誓約します。

誓約	項目
	計画書等の記載内容が事実であること。
	第5条第1項の規定による交付申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと。
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
	暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
	以下のいずれにも該当しないこと。 (1) 公序良俗に反する事業を行う者 (2) その他本補助金を交付することが適切でないと認められる者

（注）誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載してください。

3 事業内容

(1) 補助対象期間	開始 ※令和8年1月6日以降の 災害のあった日以後	令和 年 月 日 ※令和8年1月6日以降の 災害のあった日以後	完了	令和 年 月 日 ※最長令和8年12月31日まで
(2) 復興計画				
被災施設・設備	被災の状況	概算被害額（円）	機能回復・生産性向上・災害防護対策の内容	

--	--	--	--

- (注) 1 「機能回復・生産性向上・災害防護対策の内容」には、機能回復等の具体的な手段（修繕、買い換え（機種）、整備等）並びに生産性向上の状況（最新機種への更新、機種のランクアップ、機能付加など）及び災害防護対策の状況（堅牢化、防護設備の追加、移転など）について具体的に記載すること
 2 必要に応じて行を増やして使用すること（1ページに収まらなくても構わない）。

4 他の補助金等の活用の有無 有・無

- (注) 1 他の補助金等の活用（予定を含む）の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。
 2 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金等に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入すること。

【添付書類】 ※各1部

(計画（交付申請）時・変更計画（変更交付申請）時)

- 1 営んでいる事業活動の概要が分かるもの（パンフレット等で可。）
 - 2 直近1期分の決算書（個人事業主は確定申告書類の写しでも可。）
 - 3 被災の状況を示す資料（令和8年1月地震等によって被害を受けたことが確認できる施設設備の写真、被害を受けたことが客観的にわかる書類等）
 - 4 補助対象経費の積算根拠となる計画資料、見積書、カタログ、図面の写し等
- ※ 第7条の規定による変更申請の場合は、変更点を明確に記載すること。
 ※ 第7条の規定による変更申請において、直前の申請から変更がない場合は、当該添付書類の提出は不要とする。

(実績報告時)

- 1 事業の実施状況・成果を示すもの（機能回復・生産性向上・災害防護対策の完了が確認できる成果物・購入物・実施状況の写真等）
- 2 支出の事実を確認できるもの（契約書、領収書、振込伝票、通帳の写し等）

様式第2号（第5条、第7条、第8条関係）

補助事業（変更）収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

科目	金額 (補助事業に要する (要した)経費)	備考
自己資金		
借入金		資金の調達先：
本補助金		補助金上限額に注意（千円未満切捨）
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
計		下表支出の部の「補助事業に要する(要した)経費(※消費税及び地方消費税を含む)」の計と一致すること。

2 支出の部

(単位：円)

施設費・設備 費の区分	経費内容 (名称、単 価、数量等を 記載)	発注先 (所在地)	補助事業に 要する(要 した)経費 (※消費税及び地 方消費税を含む)	補助対象 経 費 (※消費税及び地方 消費税は除く)	負担区分 (補助対象経費の内訳)	
					本補助金	本補助金以外
			()	()		
			()	()		
			()	()		
			()	()		
計			()	()	()	()

※補助率2/3

※千円未満切捨

- (注) 1 委託費及び工事費のうち、補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施する（した）ものに限ること。
 2 委託費及び工事費について県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、本様式とあわせて提出すること。
 3 必要に応じて行を増やして使用すること。（1ページに収まらなくても構わない。）
 4 本様式は表計算ソフト等で作成しても構わない。また施設費・設備費の区分、経費内容、発注先（所

在地) の明細は、本收支予算(決算)書に準じた任意の様式の添付でも可とする。

- 5 変更申請の場合は、括弧内に交付決定時(変更交付決定を受けた場合は変更交付決定後)の金額を記載すること。

様式第2号（別紙様式）

県外発注理由書

事業区分	内容・金額	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該経費に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理由、 県外発注で無ければなら ない理由

第
年
月
号
日

様

職氏名

鳥取県令和8年1月地震等災害企業復旧応援補助金交付決定通知書

年月日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県令和8年1月地震等災害企業復旧応援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書及び別紙に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円
((必要に応じて) 内訳)
(2) 交付決定額 金 円
((必要に応じて) 内訳)

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額に、鳥取県令和8年1月地震等災害企業復旧応援補助金交付要綱（令和8年1月 日付第202500247258号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年　月　日

鳥取県知事　様

所在地
事業者名
代表者職氏名

鳥取県令和8年1月地震等災害企業復旧応援補助金に係る概算払請求書

年　月　日付第　号による交付決定（及び　年　月　日付第　号による変更交付決定）
に係る鳥取県令和8年1月地震等災害企業復旧応援補助金について、鳥取県令和8年1月地震等災害企業復旧
応援補助金交付要綱（令和8年1月　日付第 202500247258 号鳥取県商工労働部長通知）第9条第3項の規定
に基づき、下記のとおり概算払を請求します。

記

補助金交付決定額	円 ((必要に応じて) 内訳)
概算払希望額	円 ((必要に応じて) 内訳)
支払希望時期	年　月　日頃
概算払を希望する理由	
口座情報	<p>金融機関名 :</p> <p>支店等名 :</p> <p>種別 : 普通 ・ 当座 ・ その他 ()</p> <p>口座情報 : (店番) _____ - (口座番号) _____</p> <p>口座名義(フリガナ) : _____</p> <p>※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。 請求者と口座名義人が異なっていますが、以下の者に受領を委任します。</p> <p>受任者氏名・住所 (口座名義人)</p> <p>_____</p>
添付書類	別紙 経費支出計画書

経費支出計画書

(単位：円)

施設費・設備費の区分	経費内容	補助事業に要する 経費 (※消費税及び地方消費税 を含む)	補助対象経費 (※消費税及び地方消費税 は除く)	補助金額	支出(予定)時期 (年月)
合計					

- (注) 1 交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること。
 2 必要に応じて行を増やして使用すること。（1ページに収まらなくても構わない。）
 3 本様式は表計算ソフト等で作成しても構わない。また施設費・設備費の区分、経費内容の明細は、本経費支出計画書に準じた任意の様式の添付でも可とする。

様式第5号（第9条関係）

第
令和 年 月 日
号

様

職氏名

鳥取県令和8年1月地震等災害企業復旧応援補助金概算払通知

令和 年 月 日付第 号で交付決定（及び 年 月 日付 第 号で変更交付決定）を行った本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| ((必要に応じて) 内訳 |) |
| 2 概算払額 | 円 |
| ((必要に応じて) 内訳 |) |
| 3 残額 | 円 |
| ((必要に応じて) 内訳 |) |

様式第6号(第9条関係)

年　月　日

鳥取県知事

様

所 在 地
事業者名
代表者職氏名

鳥取県令和8年1月地震等災害企業復旧応援補助金の概算払に係る申出書

年　月　日付第　号による交付決定(及び年月日付第号による変更交付決定)に係る鳥取県令和8年1月地震等災害企業復旧応援補助金の概算払について、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号)第20条第1項の規定により下記のとおり申し出ます。

記

補 助 金 等 の 名 称	鳥取県令和8年1月地震等災害企業復旧応援補助金
交付決定通知年月日及び番号	※変更交付決定通知も含めること。
交 付 決 定 額	円
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添 付 書 類	別紙 経費支出計画書

経費支出計画書

(単位：円)

施設費・設備費の区分	経費内容	補助事業に要する経費 (※消費税及び地方消費税を含む)	補助対象経費 (※消費税及び地方消費税は除く)	補助金額	支出(予定)時期 (年月)
合計					

- (注) 1 交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること。
 2 必要に応じて行を増やして使用すること。（1ページに収まらなくても構わない。）
 3 本様式は表計算ソフト等で作成しても構わない。また施設費・設備費の区分、経費内容の明細は、本経費支出計画書に準じた任意の様式の添付でも可とする。

鳥取県知事

様

所 在 地
事業者名
代表者職氏名

取得財産処分承認申請書

鳥取県令和8年1月地震等災害企業復旧応援補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、鳥取県令和8年1月地震等災害企業復旧応援補助金交付要綱（令和8年1月　日付第202500247258号　鳥取県商工労働部長通知）第10条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

品目名	
取得年月日	
取得価格（円）	
現時点の価格（円）	（　　年　　月　　日現在）
財産処分の内容	
財産処分に伴う収益の有無及び 収益の額（円）	
財産処分を行う理由等	

(注) 上表の内容を確認できる資料を添付すること。